

計画的避難区域等において化粧品を販売していたが、原発事故により福島市への店舗移転を余儀なくされ、従前の取引先への営業のために新たに従業員を雇用した申立人について、当該従業員の人件費相当額が賠償された事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	追加的費用（人件費）	金	56万5401円
期間	自平成23年3月11日 至平成24年2月29日		

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金額として、申立人に対し、金56万5401円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目【追加的費用（人件費）】（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月25日

（仲介委員 若林弘樹）